

議 会 だ よ り

行政機構の改革など

二十五議案を可決

町の三月定例会開く

町の新年度予算を決める議
会定例会は、去る三月十二日
に招集されました。会期は、
招集日から二十五日までの十
四日間とされ、本会議は、十
二日、十三日、二十三日の三
日間、また、各予算審議につ
いては、今回の議会で編成替
が行なわれた新常任委員会に
付託され、産業建設部門は十
五日、十六日、民生文教部門
は十六日、総務部門について
は二十二日にそれぞれ会議が
開催され、きめ細かな検討が
行なわれました。

なお、一般質問では、産業
道路、教育、福祉など町政に
関する一般問題の質問、答弁
がありました。

本議会に提案された議案は
次のとおりですが、町営住宅
設置及び管理条例改正の一部
修正議決があったほかは、そ
れぞれ原案どおり可決されま
した。

▼議案第一号 千葉県旧市町
村職員恩給組合資産管理組合
規約の変更について(略)

▼議案第二号 千葉県旧市町
村職員恩給組合資産管理組合
の解散及び財産処分について
(略)

▼議案第三号 千葉県旧市町
公平委員会共同設置規約の一
部を改正する規約の制定協議
について(略)

▼議案第四号 九十九里地域
水道企業団規約の一部を改正
する規約の制定協議について
(九十九里水道企業団の構成
市町村に新たに野栄町を加え
るための協議を求めるもの)

▼議案第五号 横芝町老人ホ
ーム設置条例を廃止する条例
制定について(四月一日から
山武郡市広域老人ホームが発
足することに伴って、町の老
人ホーム設置条例を廃止する
ための議決を求めるもの)

▼議案第六号 横芝町外三町
土木機械共同設置協議会規約
の一部を改正する規約制定に
ついて(協議会の事務所を会
長所在の町役場内とすること
に改めるもの)

▼議案第七号 横芝町課設置

▼議案第八号 横芝町有線放
送電話施設の設置及び管理に
関する条例の一部を改正する
条例制定について(有線放送
電話の基本使用料一か月五〇
〇円を五五〇円に、公社接続
手数料一件一〇〇円を二〇〇円に
広告放送料を一件について、
加入者四五〇円を六〇〇円に
未加入者六五〇円を八〇〇円
に、町外居住者一、一〇〇円
を一、四〇〇円にそれぞれ四
月一日から引上げるための議
決を求めるもの)

▼議案第九号 特別職の職員
用弁償に関する条例の一部を
改正する条例制定について
(特別職の職員で非常勤の者
の報酬を四月一日から、選挙
管理委員会委員長、月額六、
五〇〇円、同委員五、〇〇〇
円教育委員会委員長、月額一
〇、〇〇〇円、同委員八、五
〇〇円、農業委員会会長、月
額一〇、〇〇〇円、同委員八、
五〇〇円、監査委員、知識経
験者、月額六、〇〇〇円、議
会選出委員、月額五、〇〇〇
円、固定資産評価審査委員会
委員、月額二、五〇〇円、投
票管理者、開票管理者及び選
挙長、月額二、五〇〇円、投
票立会人、開票立会人、選挙
立会人、月額二、二〇〇円、
町医、校医、歯科校医、年額
三四、〇〇〇円、学校薬剤師

▼議案第十号 横芝町特別会
計条例の一部を改正する条例
制定について(町の老人ホ
ームの業務を山武郡市広域老人
ホームに移管するに伴って、
町の老人ホーム特別会計を廃
止するもの)

▼議案第十一号 固定資産評
価審査委員会委員の選任につ
き同意を求めることについて
(固定資産評価審査委員会委
員の任期満了に伴い、新たに
小山俊海氏を選任することに
つき議会の同意を求めるも
の)

▼議案第十二号 人権擁護委
員の推せんにつき意見を求め
ることについて(人権擁護委
員の任期満了に伴い、中村淳
氏、平山喜代次氏を推せんす
ることについて議会の意見を
求めるもの)

▼議案第十三号 横芝町青年
館設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例制定に
ついて(屋形共同青年館の設
置に併せて新たに条例に加え
るもの)

▼議案第十四号 横芝町国民
保養センター設置及び管理に
関する条例の一部を改正する
条例制定について(国民保養
センターの使用料の値上げ、
その他運営に関し改正するも
の)

▼議案第十五号 横芝町ねた
ざり老人、ねたざり身体障害
者介護手当支給条例の一部を
改正する条例制定について
(該当者の手当の額を、四月
一日から一、〇〇〇円を一、
五〇〇円とするもの)

▼議案第十六号 農用トラク
ター設置及び管理に関する条
例の一部を改正する条例制定
について(農用トラクターの
使用料について、一〇アール
当り、ロータリー耕一、三〇
〇円、プラウ耕一、四〇〇
円、ロータリ砕土(二回目)
一、〇〇〇円に改めるもの)

▼議案第十七号 横芝町営住
宅設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例制定に
ついて(町営住宅の入居資格
等に関する所得の制限、算定
基準などの額を引上げるほ
か、管理運営に関し整備する
もの)

▼議案第十八号 横芝町消防
団条例の一部を改正する条例
制定について(消防団員の定
数を五〇五人に改めるほか、
報酬を年額、団長三五、〇〇
〇円、副団長二六、五〇〇円
分団長一七、五〇〇円、部長
一〇、八〇〇円、副部長七、
五〇〇円、班長四、三〇〇円
団員三、〇〇〇円に改めるも
の)

▼議案第十九号 昭和四十七
年度横芝町一般会計補正予算
議定について(当該年度にお
ける最終予算の総額を八億九
七、七五六千円とし、才入才
出ともにそれぞれ八五、四四
五千円を減額するもの)

▼議案第二十号 昭和四十七
年度横芝町国民健康保険特別
会計補正予算議定について
(才入才出ともに五三、四四
四千円を追加し、当該年度の
最終予算総額を一億四八、一
五八千円とするもの)

▼議案第二十一号 昭和四十
七年度横芝町老人ホーム特別
会計補正予算議定について
(当該年度における最終予算
の総額を一九、五九二千円と
し才入才出ともに四〇〇千円
を減額するもの)

▼議案第二十二号 昭和四十
八年度横芝町一般会計予算議
定について(予算総額を才入
才出ともに七億〇八、〇〇〇
千円と定めるもの)

▼議案第二十三号 昭和四十
八年度横芝町国民健康保険特
別会計予算議定について(予
算総額を才入才出ともに一億
四五、一七〇千円と定めるも
の)

▼議案第二十四号 昭和四十
八年度横芝町有線放送電話特
別会計予算議定について(予
算総額を才入才出ともに一
九、九八五千円と定めるもの)

▼議案第二十五号 昭和四十
八年度横芝町国民保養センタ
ー特別会計予算議定について
(予算総額を才入才出ともに
九、八六三千円と定めるも
の)

▼議案第一号 (議員提案)
横芝町議会委員会条例の一部
を改正する条例制定について
(従前の四常任委員会を総務
・民生文教・産業建設の三委
員会に改めるもの)

▼議案第一号 (議員提案)